

令和7年度 第1回
春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和7年7月29日 開催

目 次

【議題 1】国民健康保険事業の状況について

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険税率等の状況	5
4	課税の状況	6
5	保険税の収納状況	8
6	特定健診等の実施状況	9
7	令和 6 年度国民健康保険特別会計決算見込	11
8	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給	13

【議題1】 国民健康保険事業の状況について

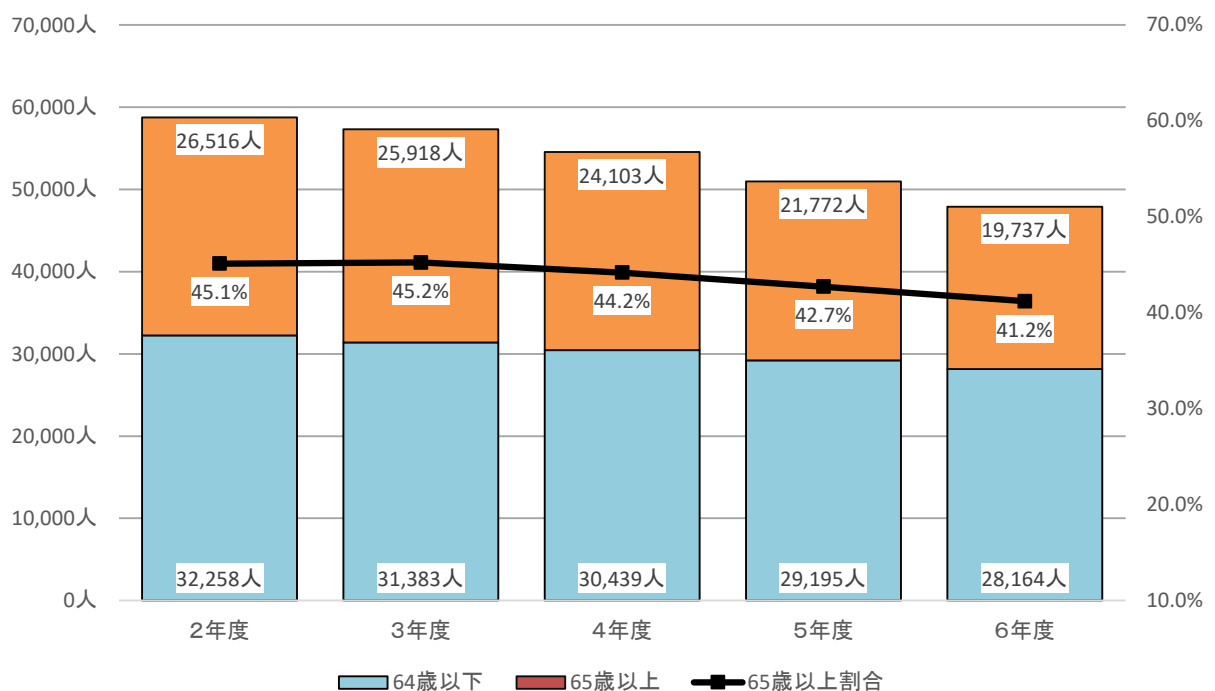
1 被保険者等の状況

(1)被保険者数・世帯数

被保険者の全体数は年々減少している。一人当たりの医療費が高い65歳から74歳までの前期高齢者についても減少傾向にあり、全体に占める割合は前年度に比べ1.5ポイント低下している。

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年3月末
平均世帯数(件)	37,984	37,570	36,329	34,460	32,932	31,960
平均被保険者総数(人)	58,774	57,301	54,542	50,967	47,901	46,170
一般被保険者	58,774	57,301	54,542	50,967	47,901	46,170
うち前期高齢者	26,516	25,918	24,103	21,772	19,737	18,602

被保険者数及び前期高齢者の割合



(2)被保険者増減内訳

75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する者が多く、被保険者数減少の大きな要因となっている。平成30年度以降社会保険離脱者が社会保険加入者より多くなっている。

(人)

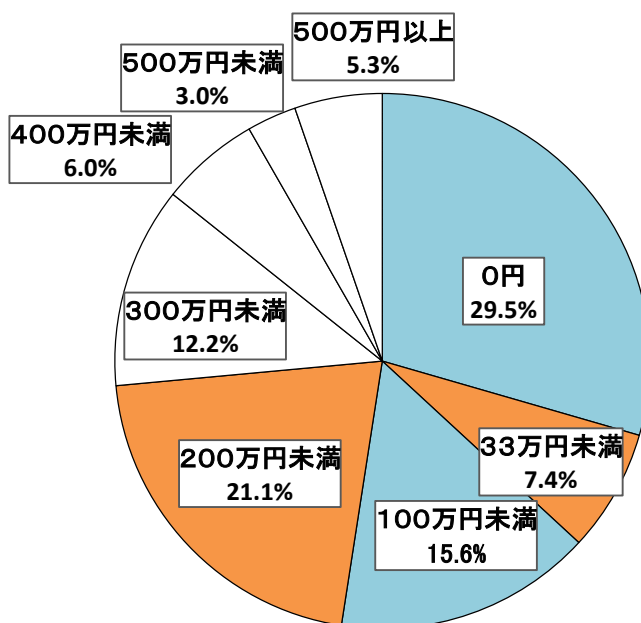
増		転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他※	計
	2年度	2,037	8,550	175	212	5	2,078	13,057
	3年度	1,785	8,551	162	186	6	1,767	12,457
	4年度	1,854	8,399	136	141	3	1,954	12,487
	5年度	1,574	8,523	136	148	1	1,796	12,178
	6年度	1,750	8,212	164	118	3	1,693	11,940
減		転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他※	計
	2年度	1,960	7,641	262	336	3,193	2,359	15,751
	3年度	1,808	6,907	264	365	2,461	2,007	13,812
	4年度	1,923	7,578	240	355	4,018	2,013	16,127
	5年度	1,809	7,086	284	371	3,987	1,777	15,314
	6年度	1,795	7,126	280	343	3,624	1,760	14,928

※ 住登外者や、遡っての資格喪失など他の事由にあてはまらないもの

(3)加入世帯の所得

所得200万円以下の世帯が全体の約4分の3を占めている。

加入世帯の所得階層別割合(令和6年度)



2 医療費の状況

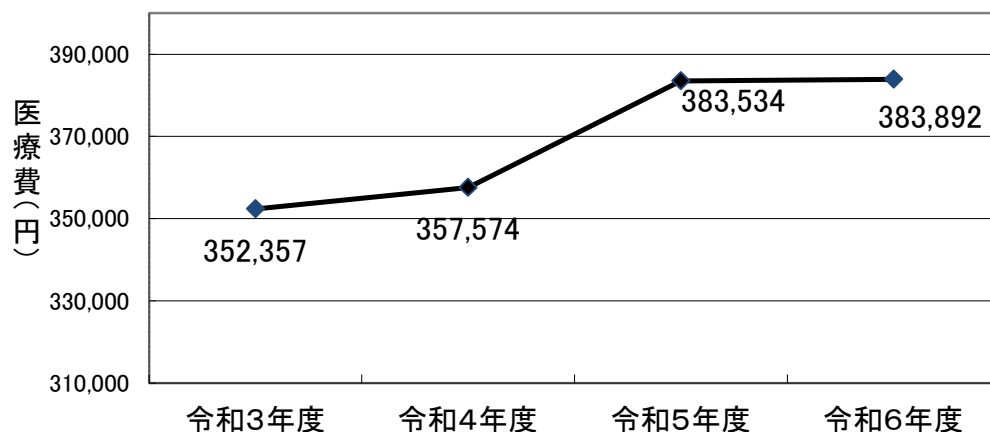
(1) 医療費の推移

医療費の総額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で年により増減はあったものの、近年被保険者数の減少に伴い、減少傾向にある。また、一人当たりの医療費及び高額療養費は、医療技術の高度化や被保険者の高齢化によって依然として増加傾向にある。

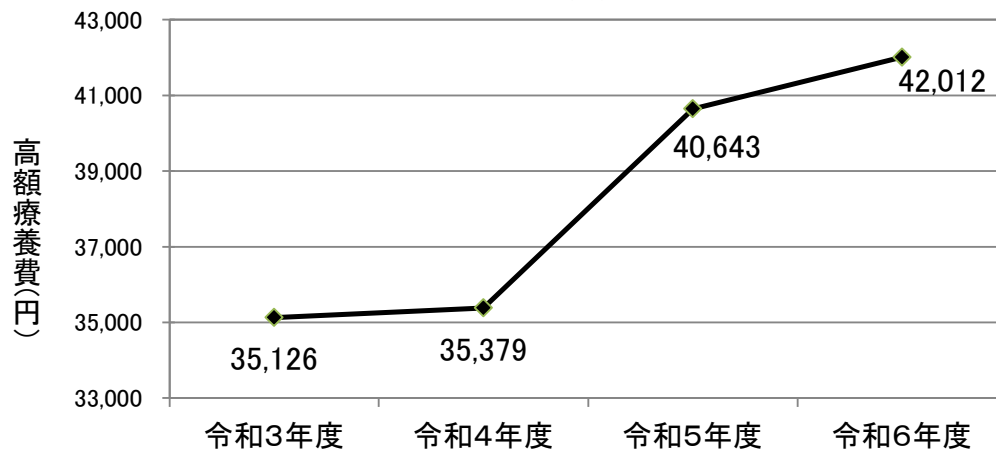
区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)
総医療費(百万円)	20,190	5.2	19,503	▲ 3.4	19,548	0.2	18,389	▲ 5.9
高額療養費総額(百万円)	2,013	4.6	1,930	▲ 4.1	2,071	7.3	2,012	▲ 2.8
1人当たり医療費(円)	352,357	7.9	357,574	1.5	383,534	7.3	383,892	0.1
1人当たり高額療養費(円)	35,126	7.2	35,379	0.7	40,643	14.9	42,012	3.4

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。

年間一人当たり医療費の推移



一人当たり高額療養費総額の推移

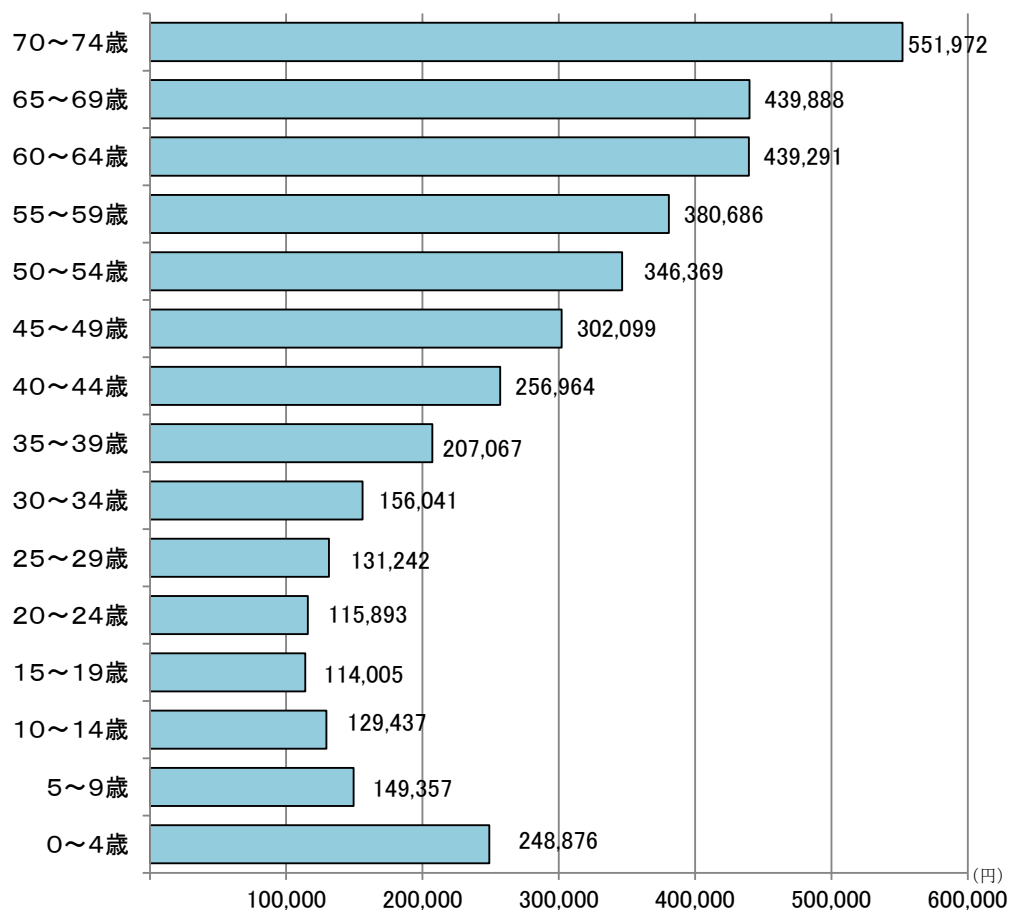


(2) 年齢階層別の医療費

一人当たり医療費は、0歳から10歳代後半までは徐々に減少し、20歳代後半から徐々に増加。50歳代後半で38万円、60歳代では43万円、70～74歳では55万円を超えている。

なお、一人当たりの医療費が最も高い70～74歳は、最も低い15～19歳に比べて約4.8倍の額となっている。

年齢階層別一人当たり医療費



3 保険税率等の状況

(1) 税率

令和7年度は保険税率の改定を行うとともに、後期高齢者支援分の課税限度額について地方税法の改正に伴い引き上げた。

年度		令和7年度	
区 分		税 率 等	改定時期
医療保険分	所 得 割	6.80%	令和7年度
	均 等 割	29,600円	令和7年度
	平 等 割	22,000円	平成30年度
	課税限度額	650,000円	令和5年度
後期高齢者 支 援 分	所 得 割	2.30%	令和7年度
	均 等 割	11,000円	令和7年度
	平 等 割	9,000円	平成20年度
	課税限度額	240,000円	令和7年度
介護保険 2号分 (40～64歳)	所 得 割	1.90%	令和7年度
	均 等 割	11,800円	令和7年度
	平 等 割	6,200円	令和7年度
	課税限度額	170,000円	令和3年度

※均等割:被保険者1人当たりの定額 平等割:1世帯当たりの定額

(2) 減額

低所得者の負担軽減のため、次の条件を満たす世帯については、均等割及び平等割の減額が行われる。令和7年度は地方税法の改正に伴い条件を緩和した。

減額判定所得

区 分	条件	改 定 時 期
7割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下	令和3年度
5割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +30.5万円×被保険者数 以下	令和7年度
2割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +56万円×被保険者数 以下	令和7年度

※給与・年金所得者が0人の場合は括弧内を0として計算

未就学児均等割減額

区 分	医療保険分	後期高齢者支援分
7割減額	4,440円	1,650円
5割減額	7,400円	2,750円
2割減額	11,840円	4,400円
軽減無し	14,800円	5,500円

4 課税の状況

一人当たり調定額については、令和6年度に引き続き、令和7年度においても保険税率の改定を行ったことに伴い前年度に比べ9,209円増加(8.3%)している。

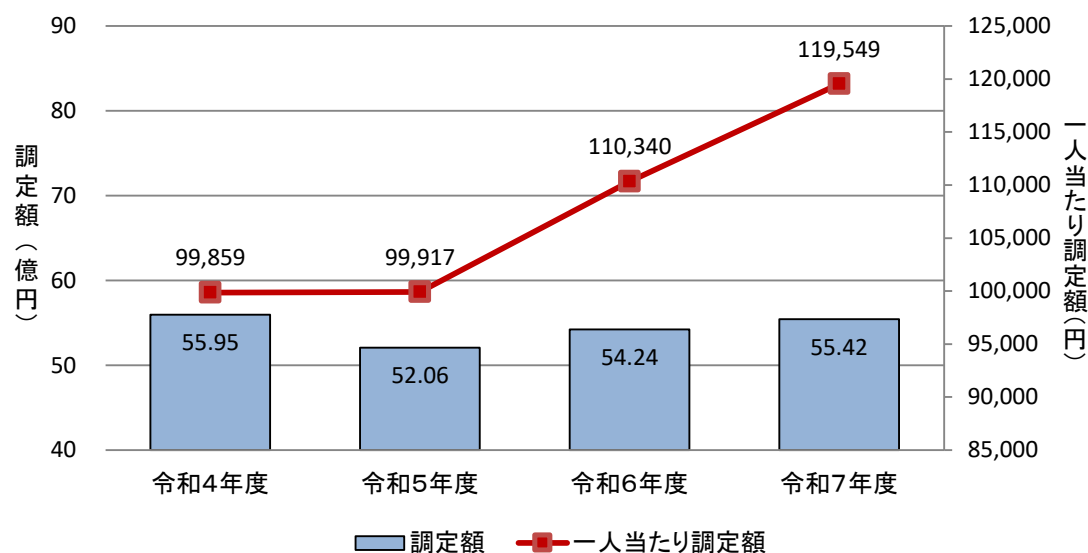
(1) 課税状況

(単位:千円)

項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
応能割	所得割額	4,007,501	3,687,117	3,960,049	4,228,107
	均等割額	2,167,711	2,024,564	2,169,421	2,140,455
	平等割額	1,213,105	1,148,125	1,106,761	1,059,893
合 計 額		7,388,317	6,859,806	7,236,231	7,428,455
限度額超過額		532,261	437,463	518,998	643,951
低所得者減額		834,841	789,857	823,141	792,267
その他減額		426,323	426,285	469,662	449,837
調 定 額(6月1日現在)		5,594,891	5,206,200	5,424,430	5,542,399
1人当たり調定額(円)		99,859	99,917	110,340	119,549

※「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映済。
「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額・未就学児減額等。

調定額の推移



(2) 限度額超過世帯数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
限 度 額	99万円	102万円	104万円	106万円
限度額超過世帯数	1,351世帯	1,173世帯	1,315世帯	1,493世帯
限度額超過世帯割合	3.7%	3.3%	3.9%	4.7%
世帯数(4月1日)	36,938	35,129	33,527	31,960

※限度額は医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分のいずれかを超過した世帯数

(3) 減額世帯数

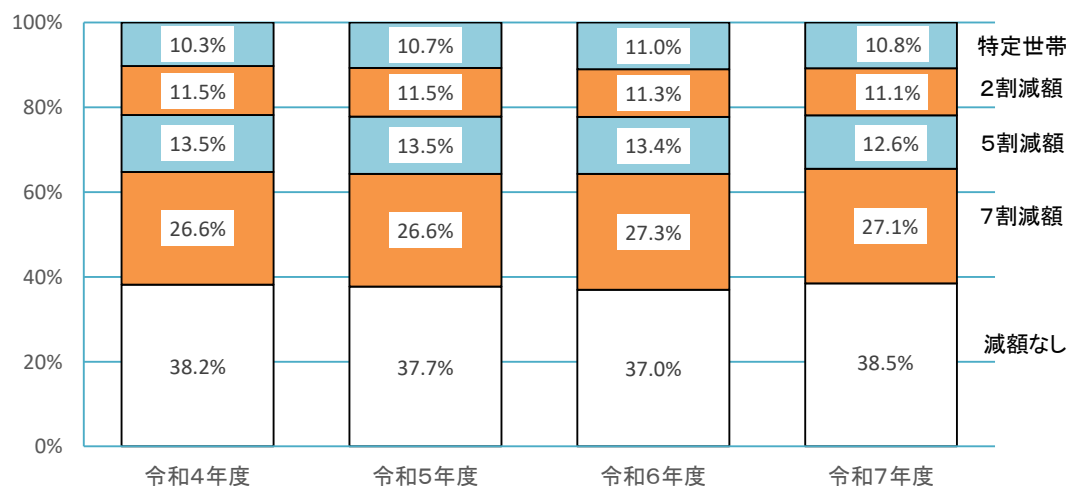
被保険者数の減少に伴い減額世帯数は減少しているが、減額対象の基準の改正や、後期高齢者医療制度へ移行する被保の増加に伴う特定世帯の増加により、減額世帯の割合が増加している。令和7年度では約62%の世帯が減額対象となっている。

(単位:件)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
7割減額世帯	9,810	9,343	9,162	8,647
5割減額世帯	4,978	4,746	4,486	4,026
2割減額世帯	4,244	4,026	3,788	3,546
計	19,032	18,115	17,436	16,219
特定世帯 ※	3,803	3,773	3,690	3,448
合 計	22,835	20,451	21,126	19,667

※ 国保から後期高齢者医療に移行した者(特定同一世帯所属者)と同じ世帯で、国保被保険者が1人の世帯。医療分と後期高齢者医療に係る平等割が5年間半額となる。

減額世帯の割合



5 保険税の収納状況

令和6年度の現年課税分については、被保険者数などが減少したものの、税率改定により調定額は3.9%の増加となった。収納率については、令和4年度以降減少傾向にある。

滞納繰越分については、収納率は前年度に比べて1.34ポイント減少した。調定額は、早期の滞納処分実施などにより累積した滞納の整理を進め減少傾向にある。

現年課税分と滞納繰越分を合わせた全収納率は0.44ポイントの増加となった。

(単位:千円)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
現年課税分	調 定 額	6,045,675	5,835,974	5,623,542	5,261,826	5,465,246
	収 納 額	5,650,450	5,457,191	5,243,852	4,905,282	5,080,353
	不納欠損額	0	7	0	0	0
	収 納 率	93.46%	93.51%	93.25%	93.22%	92.96%
滞納繰越分	調 定 額	1,689,264	1,510,229	1,444,012	1,359,415	1,311,932
	収 納 額	252,145	210,723	232,380	211,613	186,701
	不納欠損額	314,198	209,718	218,675	195,149	173,811
	収 納 率	14.93%	13.95%	16.09%	15.57%	14.23%
全収納率		76.31%	77.15%	77.48%	77.28%	77.72%

6 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査、特定保健指導を実施している。

令和6年度に策定した春日井市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健診等を推進していく。

(1)実施目標 「春日井市国民健康保険保健事業実施計画」(令和6年3月策定)より

項 目 \ 年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診目標実施率	37.5%	40.0%	42.5%	45.0%	47.5%	50.0%
特定保健指導目標実施率	26.0%	29.0%	32.0%	35.0%	38.0%	40.0%

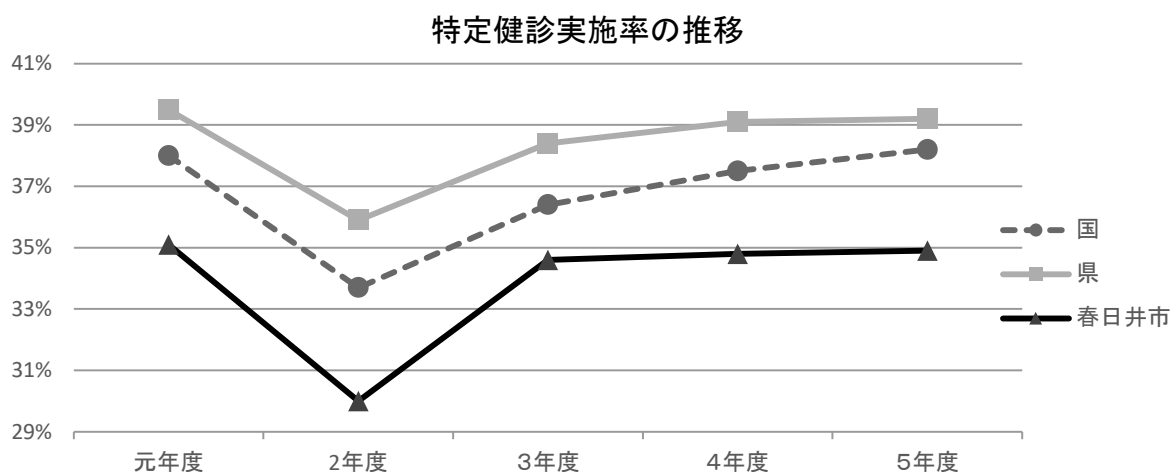
(2)受診状況

〔市町村国保特定健康診査〕(法定報告ベース)

項 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度見込	前年度比
春日井市	対象者数①	41,066 人	40,222 人	38,976 人	36,015 人	33,453 人	31,609 人 ▲ 5.5 %
	受診者数②	14,431 人	12,068 人	13,487 人	12,535 人	11,691 人	11,427 人 ▲ 2.3 %
	実施率③	35.1 %	30.0 %	34.6 %	34.8 %	34.9 %	36.2 % 1.3 %
愛知縣市町村国保の実施率	39.5 %	35.9 %	38.4 %	39.1 %	39.2 %		
国の実施率	38.0 %	33.7 %	36.4 %	37.5 %	38.2 %		
春日井市の目標実施率	41 %	43 %	45 %	48 %	50 %	37.5 %	

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

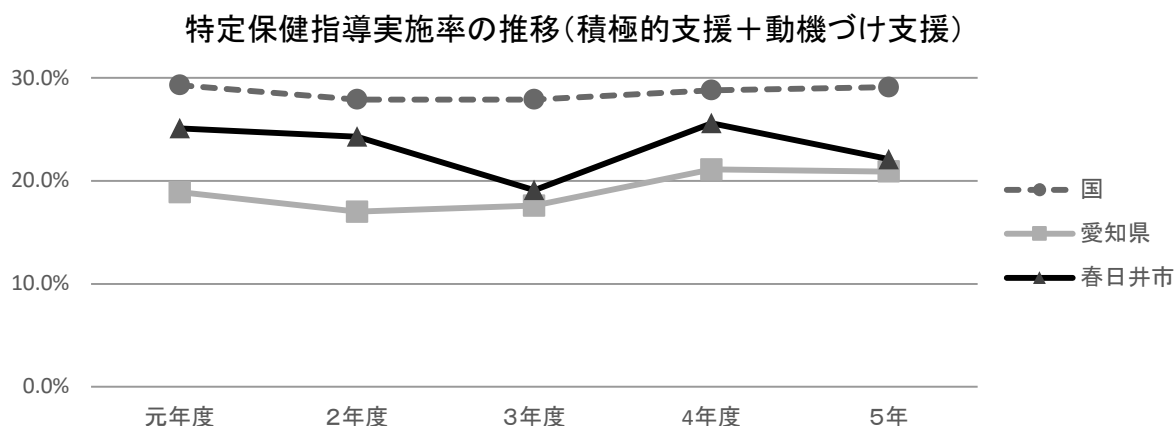
※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100



〔市町村国保特定保健指導〕（法定報告ベース）

項 目			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度見込	前年度比
春日井市	対象者数	積極的支援④	369 人	306 人	401 人	352 人	345 人	389 人	12.8 %
		動機付支援⑤	1,200 人	999 人	1,185 人	1,029 人	924 人	990 人	7.1 %
		合計⑥(④+⑤)	1,569 人	1,305 人	1,586 人	1,381 人	1,269 人	1,379 人	8.7 %
	保健指導利用者数⑦		394 人	317 人	303 人	354 人	281 人	256 人	▲ 8.9 %
	実 施 率 ⑧		25.1 %	24.3 %	19.1 %	25.6 %	22.1 %	18.6 %	▲ 3.5 %
愛知県市町村国保の実施率			18.9 %	17.0 %	17.6 %	21.1 %	20.9 %		
国の実施率			29.3 %	27.9 %	27.9 %	28.8 %	29.1 %		
春日井市の目標実施率			27 %	30 %	33 %	36 %	40 %	26 %	

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年 度	実 施 内 容
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問（継続）
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨はがきを郵送
平成29年度	特定健診未受診者へのアンケート調査を実施
平成30年度	JR春日井駅のデジタルサイネージを利用した受診勧奨開始
令和元年度	保険医療年金課窓口でのDVD等を活用した啓発を実施
令和2年度	図書館実施のさぼてん！（他課事業PRサポート展示）を活用した啓発を実施
令和3年度	特定健診未受診者対策としてAIを活用した受診勧奨を実施
令和4年度	庁舎EVのデジタルサイネージや公用車に貼るマグネットを利用した受診勧奨開始
令和5年度	民間企業からの協賛品やデジタルサイネージを活用した受診勧奨開始
令和6年度	かかりつけ医からの健診受診の声掛け・店内放送による受診勧奨開始

7 令和6年度国民健康保険特別会計決算見込

(1) 歳入

(単位: 千円)

科 目	5年度決算	6年度決算見込	増減額	前年度比
1 国民健康保険税	5,116,895	5,267,054	150,159	2.9 %
2 県支出金	17,064,747	16,070,674	▲ 994,073	▲ 5.8 %
普通交付金	16,629,043	15,642,098	▲ 986,945	▲ 5.9 %
特別交付金	435,704	428,576	▲ 7,128	▲ 1.6 %
3 繰入金	2,693,571	2,525,903	▲ 167,668	▲ 6.2 %
保険基盤安定繰入金	1,284,413	1,337,166	52,753	4.1 %
事務費等繰入金	51,207	70,330	19,123	37.3 %
出産育児一時金	52,402	41,119	▲ 11,283	▲ 21.5 %
財政安定化支援事業	68,379	60,512	▲ 7,867	▲ 11.5 %
その他繰入金	617,076	587,440	▲ 29,636	▲ 4.8 %
未就学児均等割軽減分	13,202	13,620	418	3.2 %
産前産後軽減分	637	2,760	2,123	333.3 %
基金繰入金	606,255	412,956	▲ 193,299	▲ 31.9 %
4 財産収入	305	1,477	1,172	384.3 %
5 諸収入	49,142	48,981	▲ 161	▲ 0.3 %
6 国庫支出金	508	11,407	10,899	2145.5 %
合 計	24,925,167	23,925,496	▲ 999,671	▲ 4.0 %

※端数処理のため、歳入歳出とも小計・合計・実質収支額は一致しない

1. 国民健康保険税

被保険者数及び世帯数は減少したものの、税率改定に伴い増加した。

2. 県支出金

普通交付金は保険給付の財源として県から交付される。被保険者数が減少したことに伴い保険給付費が減少した。

特別交付金は交付基準が毎年度見直される。国保ヘルスアップや口座振替率の向上に係るものの減少額が大きかった。

3. 繰入金

税率改定に伴い保険税収入が増加したことや保険税軽減に対する補助金が増加したことにより、収入が見込みを上回ったため基金繰入金が減少した。

4. 財産収入

基金残高に対して発生した利息。利率の引き上げにより増額となった。

5. 諸収入

返還された医療給付費や第三者納付金などの収入があった場合に計上される。

6. 国庫支出金

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた基幹系住民情報システム改修を行ったことにより増加した。

(2)歳出

(単位:千円)

科 目	5年度決算	6年度決算見込	増減額	前年度比
1 総 務 費	72,369	95,456	23,087	31.9 %
2 保険給付費	16,710,270	15,742,024	▲ 968,246	▲ 5.8 %
療養給付費等	14,537,809	13,648,984	▲ 888,825	▲ 6.1 %
高額療養費	2,077,308	2,015,011	▲ 62,297	▲ 3.0 %
出産育児一時金	78,602	61,678	▲ 16,924	▲ 21.5 %
葬祭費	16,550	16,350	▲ 200	▲ 1.2 %
3 国民健康保険事業費納付金	7,911,448	7,863,876	▲ 47,572	▲ 0.6 %
4 保健事業費	187,417	184,328	▲ 3,089	▲ 1.6 %
5 基金積立金	305	1,477	1,172	384.3 %
6 諸支出金	43,358	38,335	▲ 5,023	▲ 11.6 %
合 計	24,925,167	23,925,496	▲ 999,671	▲ 4.0 %

実質収支額	0	0	0
-------	---	---	---

※412,956千円を基金から繰入れたため収支均衡となったが、実際には歳入不足となっている

1. 総務費

保険証の一斉更新に伴う印刷製本費、郵送料などの増加があった。

2. 保険給付費

一人当たり医療費は微増したものの、被保険者数の減少に伴い保険給付額が減少した。

申請件数の減少に伴い出産育児一時金が減少した。

3. 国民健康保険事業費納付金

愛知県によって過去の状況から推計して算定される。被保険者数は減少し、県全体の医療給付費が減少したことなどから、納付金は減少した。

4. 保健事業費

被保険者数の減少に伴い、特定健診や特定保健指導の委託料等が減少した。

5. 基金積立金

基金の運用益を積み立てる。

6. 諸支出金

主に遡って課税更正をした場合の還付金や、交付金の精算で返還が生じた場合に支出される。

8 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給

(1) 傷病手当金の現状

傷病手当金は、国民健康保険制度においては、条例や規則の定めるところにより支給することができるが、被保険者の就業形態が多様であること、未就業者も多いこと、また財政的な理由などから春日井市では実施されていなかった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が国の定める基準に応じて傷病手当金を支給する場合は、財政支援の対象となることを受け、令和2年度より支給していたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行したことに伴い、国からの財政支援が終了したため、支給対象者を令和5年5月7日までに罹患した被保険者とし、傷病手当金制度を終了した。

(2) 傷病手当金の支給対象

対象者	国保加入者の被用者（給与収入のある人）で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるもので療養のために労務に服することができなくなったもの。
支給要件	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。
支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 3分の2 × 日数
適用期間	令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様に最長1年6月まで。

(3) 春日井市国民健康保険条例及び規則改正の沿革

	沿革	内容
条例改正	令和2年7月7日 条例第28号	新設（適用開始日令和2年1月1日）
規則改正	令和2年7月7日 規則第47号	適用期間終期令和2年9月30日
規則改正	令和2年9月28日 規則第53号	適用期間終期令和2年12月31日に変更
規則改正	令和2年12月22日 規則第63号	適用期間終期令和3年3月31日に変更
規則改正	令和3年3月19日 規則第10号	適用期間終期令和3年6月30日に変更
規則改正	令和3年6月4日 規則第25号	適用期間終期令和3年9月30日に変更
規則改正	令和3年9月29日 規則第40号	適用期間終期令和3年12月31日に変更
規則改正	令和3年12月21日 規則第54号	適用期間終期令和4年3月31日に変更
規則改正	令和4年3月30日 規則第18号	適用期間終期令和4年6月30日に変更
規則改正	令和4年6月8日 規則第29号	適用期間終期令和4年9月30日に変更
規則改正	令和4年9月30日 規則第40号	適用期間終期令和4年12月31日に変更
規則改正	令和4年12月22日 規則第59号	適用期間終期令和5年3月31日に変更
規則改正	令和5年3月30日 規則第8号	適用期間終期令和5年5月7日に変更

(4) 傷病手当金の支給実績

令和6年度実績

件数	支給額
1件	14,961 円